

利用規約

(求職者紹介業務基本契約)

(第3版)

効力発生時期 2025年2月1日

第1条 (目的)

- 本規約は、甲乙間で締結された求職者紹介業務基本契約（以下、「本契約」という。）において、甲が乙の提供する業務を利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とする。
- 乙は職業安定法および本規約に基づき、求職者の中から甲が求める求職者を選定の上、甲が採用に至るまでの支援活動（求職者の募集、探索、調査、面接、選考、労働条件の決定等に関する求職者紹介業務）を行う。
- 乙は、甲に対し、職業安定法上の有料職業紹介事業として、求職者の紹介を行う。

第2条 (関係法令の遵守、年齢確認、乙の免責)

- 甲および乙は、本業務を委託・遂行するにあたり、労働基準法、職業安定法等の労働関係法をはじめとする各法令および都道府県で定める各条例を遵守する。
- 甲は、求職者の年齢確認について、甲の責任において厳重に行う。
- 甲は、乙が紹介する求職者と直接雇用契約を締結する。甲は、甲と求職者との間の雇用契約における債務不履行や法令違反について、乙が責任を負わないことを確認する。
- 甲は、求職者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合においては、甲の費用で必要な療養を行い、または必要な療養の費用を負担しなければならないことを確認する。

第3条 (適用範囲)

本規約は、本契約の有効期間中のすべての個別契約に適用する。ただし、個別契約において本規約と異なる定めがあるときは、個別契約の定めを優先する。

第4条 (求人票の作成)

甲は、求人を申し込むにあたり乙が必要とする項目に関する情報を全てかつ正確に伝えなければならない。また、乙は求人票に当該情報を全てかつ正確に記載しなければならない。

第5条 (求職者の選定)

乙は、甲から明示された求人条件に該当する資格、能力、知識、技術、技能および経験等を有すると思われる求職者を選任し、甲に紹介する。

第6条 (職業紹介責任者の選任)

- 乙は、職業紹介責任者を選任する。
- 職業紹介責任者は、管理簿等の作成、求職者から申出を受けた苦情の処理等を行う。

第7条（苦情の処理方法）

- 1 甲および乙は、求職者からの苦情の申出を受ける担当者を選任し、当該担当者の氏名、求職者から申出を受けた苦情の処理方法および甲乙間の連絡体制等を定めることとする。
- 2 前項により苦情を処理した場合には、甲および乙は、その結果について必ず求職者に知らせる。また、乙は当該苦情の内容を記録することとする。

第8条（適正な就業の確保）

甲は、求職者に対し、関係法令、本規約および個別契約を守って求職者を受入れ、就業が適正かつ円滑に行われるように配慮しなければならない。

第9条（個人情報の保護）

- 1 甲および乙は、それぞれ、その業務に関し、求職者の個人情報を収集し、保管し、または使用するにあたっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、および使用しなければならない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
 - (1) 求職者の同意がある場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、求職者の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、求職者の同意を得ることが困難である場合
- 2 乙が甲に提供することができる求職者の個人情報は、職業紹介業務に必要な範囲に限る。
- 3 甲は、乙から提供された求職者の画像データについて、提供を受けた日の翌日を起算日として7日以内に削除しなければならない。

第10条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。
- 2 本契約の有効期間満了の1ヵ月前までに、書面、メールまたはLINEによる更新拒否の意思表示がなされないときは、本契約は同一の条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第11条（中途解約）

甲および乙は、本契約期間中であっても、1ヵ月（30日間）の予告期間をおいて、書面、メールまたはLINEをもって相手方に通知し、本契約を解約することができる。

第12条（営業秘密の保持）

甲および乙は、本契約および個別契約の履行にあたって知り得た相手方の営業秘密につ

いて、事前の書面、メールまたはLINEによる相手方の同意なく第三者に漏洩、開示または不正に使用してはならない。

第13条（雇用の禁止）

甲は、乙から紹介された求職者を受入れるまでの間に、当該求職者を甲あるいは甲の関連会社等に雇用する旨の勧誘をし、または雇用してはならない。

第14条（権利・義務の譲渡等の禁止）

甲および乙は、事前の書面、メールまたはLINEによる相手方の同意を得ない限り、本契約および個別契約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡、承継あるいは担保に供してはならない。

第15条（損害賠償）

甲または乙が、故意または過失により相手方に損害を与えた場合には、相手方に対してその損害を賠償する責任を負う。

第16条（契約解除）

甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、相手方に対し何らの催告を要せず、将来に向かって本契約の全部もしくは一部を解除することができる。

- (1) 本規約の定めに違反したとき。
- (2) 仮差押、仮処分、差押または競売の申立て等を受けたとき。
- (3) 民事再生、会社更生、破産または特別清算手続等の申立てがあったとき。
- (4) 解散の決議をしたとき。
- (5) 正当な理由なく公租公課を滞納して督促を受けたとき。
- (6) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- (7) 事業停止命令、改善命令または事業廃止命令を受けたとき。
- (8) 甲が**別紙同意書**に違反したとき。
- (9) その他前各号に準ずる行為があったとき。

第17条（反社会的勢力の排除）

1 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができない。

第18条（契約解除時の措置）

前二条により契約が解除された場合、甲は乙から提供された情報について直ちに返還または当該データの削除を行う。

第19条（残存条項）

本契約が有効期間満了または解除により終了した場合といえども、本規約第9条（個人情報の保護）、第12条（営業秘密の保持）、第15条（損害賠償）および第21条（合意管轄）については、なお効力を有する。

第20条（協議事項）

本規約に定めのない事項が生じたとき、および各事項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、甲乙双方誠意をもって解決するものとする。

第21条（合意管轄）

甲と乙は、本契約より生ずる権利義務に関する訴訟については、訴額に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第22条（本規約の変更）

乙は、本規約を変更することができる。本規約を変更する場合、乙は、乙のウェブサイトにおいて本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知する。

同意書

株式会社B. I. G
代表取締役 萩野 佑介 様

求人者は、以下の各事項について同意します。

①紹介手数料の支払い

求人者は、別紙手数料表に基づいて紹介手数料を支払います。紹介手数料の支払いにあたっては、別紙手数料表に基づいて定められる支払い日までに、貴社指定口座へ紹介手数料を振り込むか、または専用の払込用紙を用いて（コンビニ払い）支払います。

求人者は、紹介手数料を現金で支払うことはしません。

求人者は、事前の連絡をせず紹介手数料の支払いを遅延した場合には、求職者紹介サービスの停止または解除がなされることについて了承します。

②連絡・報告

求人者は、紹介された求職者の入店および退店について貴社担当者へ報告をします。

求人者は、求職者の勤務日数についても貴社担当者へ正確に報告をします。

求人者は、求職者に勤怠等その他の問題がある場合にも速やかに貴社担当者に連絡します。

③情報提供者との連絡

求人者は、貴社が仲介した情報提供業者または情報提供者と連絡先交換、連絡および交渉をしません。

求人者は、情報提供業者または情報提供者との業務の連絡等については、貴社担当者を通じてやり取りをします。ただし、貴社が連絡のやり取りを認めている場合を除きます。

④求職者との連絡等

求人者は、貴社が求職者に対し、求人者が求職者を面接（ここでいう「面接」とは、面接用紙に記入・具体的な店舗の説明・求職者への条件聞き取りなどをいう。ただし、ただの店内見学等は含まれない。以下同じ。）した日から2ヶ月間職業紹介業務を行うことについて了承します。

求人者は、求人者が求職者を面接した日から2ヶ月間は、他の職業紹介事業者による求人あっせん広告を通した応募または求職者の直接応募その他手段を問わず、貴社による紹介以外の方法で求職者を雇用しないことを了承します。

求人者は、求人者が求職者を面接した日から2ヶ月間が経過した後であっても、求人者が求職者に連絡する方法で求職者の雇用を行わないことを了承します。ただし、2ヶ月間を経過した後に、求職者が求人者に連絡をして応募をすることは妨げられません。

求人者は、貴社に許可なく求職者と連絡および交渉をしません。ただし、求職者の氏名、生年月日、性別、住所および国籍（在留資格および在留期間または特別永住者として永住することができる資格を含む）を確認することは妨げ

られません。

求人者は、求職者の年齢確認、本人確認および身分証の確認について、各店舗において勤務ごとに確認します。

⑤求人者の店舗利用時における免責

貴社の役員、貴社の従業員、情報提供業者または情報提供者が求人者の店舗を利用する場合において、情報提供業者と求人者との間または情報提供者と求人者との間にトラブル等が発生した場合、貴社は責任を負わないことを了承します。

⑥在籍中の従業員への職業紹介

求人者に在籍する従業員が求職者として貴社を利用しようとする場合、貴社がその求職者に対し通常どおり職業紹介を行うことを了承します。

ただし、貴社からの職業紹介により求職者が求人者に在籍している場合、または、貴社からの職業紹介により求人者に在籍していた求職者が求人者を退職して2か月以内であることを知った場合には、貴社は求人者に連絡をして対応を協議するようお願いいたします。

⑦在籍中の従業員の系列店舗での勤務

貴社が紹介した求職者を、系列店舗・関連店舗で勤務させる場合、必ず事前に貴社に連絡します。またその場合、本契約内容は継続されることを確認します。

⑧違反

求人者は、本同意書に違反した場合は、催告されることなく求職者紹介サービスの停止または解除がなされることについて了承します。

求人者は、その時点での当月の個別契約内容は有効とし、直ちに紹介手数料を支払うことについて了承します。

⑨免責事項

求人者は、求職者による盗難または器物損壊等の損害その他求人者と求職者との間で生じた雇用契約上および雇用契約外のトラブルについて、貴社に責任がないことを了承します。第三者と求職者との間で生じたトラブルについても、貴社に責任がないことを了承します。